

第3章 空家の発生予防

第3章 空家の発生予防

I. 所有者等への情報提供

町田市の「未活用空家」の比率は、他市と比較しても低い状況です。今のうちから、所有者等が、「未活用空家」としないように備えることを促すための支援が必要です。

町田市では、空家の発生の予防に向けた取り組みを行うために、市空家条例で次のような規定を設けています。

○ 市空家条例 第8条

(空家等の発生の予防)

市は、空家等の発生を予防するために情報の提供、助言その他必要な援助を実施するものとする。

そこで、住宅を資産として活用する方法や、適切に管理されていない空家が引き起こす問題、周辺に与える影響等を周知し、住宅の維持管理や相続の方法など、市民や空家の所有者等への情報提供を行います。

1) リーフレットによる意識の啓発

リーフレットを作成し、公共施設などの市民が集まる場所等で配布することで、意識の啓発を行います。

2) 町田市ホームページ等での一元化した空家関連情報の発信

町田市ホームページや町田市広報等において、適切に管理されていない空家が引き起こす問題や問い合わせ先などの様々な情報を一元化し、わかりやすく発信します。

3) 固定資産税・都市計画税納税通知書の送付にあわせた空家関連情報の発信

「固定資産税・都市計画税納税通知書」の送付に合わせて、空家関連情報の同封や、封筒への印字などにより、建築物の所有者等に対して周知を図ります。

4) 地域での啓発活動の実施

空家対策の講演会の開催、法律問題など講座の実施、町内会・自治会等の地域への出前講座や相談会の実施など、各地域のニーズに応じた周知啓発を図ります。

5) 地域連携による持ち家に居住する高齢者への周知・啓発

持ち家に居住する高齢者へ空家関連情報を周知するために、民生委員、福祉や介護に携わる方、町内会・自治会等と連携し、地域での啓発活動を促進します。

Ⅱ．各種専門家との連携

空家となっている要因は様々で、所有者等のみでは解決が困難で複雑な事情を含む場合もあることから、各種専門家と連携した空家に関する相談体制を整備します。

1) 各種専門家との連携体制の整備

空家に関わる相談内容は、相続や後見人制度などの法的な相談や、賃貸や売却などの不動産としての流通といった宅地建物取引の相談など、多岐にわたり、また専門性を要することから各種専門家と連携し、様々な内容の相談に対応できる相談体制を整備します。（詳しくはP34、「2. 既存の相談窓口の活用と整備」を参照）

2) 空家に関わる総合相談会の実施

各種専門家と連携し、空家に関する様々な悩みを相談できる総合的な相談会を実施します。また、要望に応じた出張相談会を開催するなども検討します。

